

亀山市告示第162号

亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱（平成18年亀山市告示第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（補助対象計画）</p> <p>第3条 補助の対象となる耐震補強計画（以下「補助対象計画」という。）は、次に掲げる耐震診断の評点が0.7未満であった木造住宅について、その評点を1.0以上にするための計画とする。</p> <p>[（1） 略]</p> <p>（2） 三重県木造住宅耐震促進協議会又は一般財団法人日本建築防災協会が実施する木造住宅の耐震診断に関</p>	<p>（補助対象計画）</p> <p>第3条 補助の対象となる耐震補強計画（以下「補助対象計画」という。）は、次に掲げる耐震診断の評点が0.7未満であった木造住宅について、その評点を1.0以上にするための計画とする。</p> <p>[（1） 略]</p> <p>（2） 三重県木造住宅耐震促進協議会又は一般財団法人日本建築防災協会 <u>（昭和48年1月5日に財団法人日</u></p>

する講習を修了した者（以下「耐震診断者」という。）が属する建築士事務所が、三重県の発行する三重県木造住宅耐震診断マニュアルに定める一般診断法若しくは精密診断法1又は一般財団法人日本建築防災協会の発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法、精密診断法1若しくは精密診断法2に基づき、市内に存する木造住宅で次に掲げる要件に該当するものに対して行う耐震診断

[ア～キ 略]

2 補助対象計画（精密診断法2に基づく耐震診断により作成されたものを除く。）は、耐震診断者が属する建築士事務所が作成し、かつ、三重県木造住宅耐震促進協議会又は2人以上の耐震診断者（それぞれ異なる建築士事務所に所属する者に限る。）の判定（以下「判定」という。）を受けたものでなければならない。

3 精密診断法2に基づく耐震診断により作成された補助対象計画は、学識経験者又は構造設計一級建築士を加えた判定会を受けたものでなければならない。

（補助金の額及び交付回数）

本特殊建築センターという名称で設立された法人をいう。以下この号において同じ。）が実施する木造住宅の耐震診断に関する講習を修了した者（以下「耐震診断者」という。）が属する建築士事務所が、三重県の発行する三重県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会の発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法又は精密診断法1に基づき、市内に存する木造住宅で次に掲げる要件に該当するものに対して行う耐震診断

[ア～キ 略]

2 補助対象計画は、耐震診断者が属する建築士事務所が作成し、かつ、三重県木造住宅耐震促進協議会又は2人以上の耐震診断者（それぞれ異なる建築士事務所に所属する者に限る。）の判定（以下「判定」という。）を受けたものでなければならない。

[項を加える。]

（補助金の額）

<p>第5条 補助金の額は、1棟につき、次の各号に掲げる補助対象計画の作成に要した費用（判定に要した費用を含む。）について、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度として、予算の範囲内において市長が定める。</p> <p>(1) 一般診断法に基づく耐震診断によるもの 18万円</p> <p>(2) 精密診断法1又は精密診断法2に基づく耐震診断によるもの 34万円</p> <p>2 補助金は、1棟につき1回に限り交付する。</p>	<p>第5条 補助金の額は、1棟につき、補助対象計画の作成に要した費用（判定に要した費用を含む。）の3分の2に相当する額とする。ただし、18万円を限度とする。</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の規定は、同日以後の補助金の申請から適用する。